

外務省及び JICA は、日本の ODA に関わる全ての当事者に対して、不正腐敗防止及びコンプライアンスの徹底を求めています。このガイドは、不正腐敗防止に係る方針及び行為の主要な点を示しています。

なお、日本は OECD 外国公務員贈賄防止条約加盟国であり、外国公務員贈賄に対する刑事罰の導入を含む対策を講じています。

## 1. 不正腐敗行為の防止

日本の ODA において、贈収賄等いかなる不正腐敗行為を行うことは許されません。

不正腐敗行為の定義や JICA が求める不正腐敗防止策を解説するものとして、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を併せてご参照ください。

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)

## 2. 日本の ODA 事業に関わる企業及び団体等（下請企業を含む。以下「日本の ODA 関連企業等」）に求められる行動

- 不正腐敗行為の働きかけを受けたら明確に断ること
- 相手国政府・実施機関の関係者に対して不正な利益を目的とした、金銭その他の利益を提供しないこと
- 公正な競争を歪める不正な行為を行わないこと
- 日本の ODA 事業に関連した不正腐敗の恐れのある事案を発見した場合には、速やかにこのガイドに記載している相談窓口に通報すること

## 3. 相手国政府・実施機関に求められる行動

- 不正腐敗行為の働きかけを受けたら明確に断ること
- 日本の ODA 関連企業等の関係者に対して不正な利益の提供の見返りに、金銭その他の利益を要求しないこと
- 正当な理由なく、日本の ODA 関連企業等に対する契約、支払、成果品の承認、その他 ODA 事業に関する手続きを遅延させない、また、自国が負担すべき日当、宿泊費、交通費、車両代等を日本の ODA 関連企業等に請求しないこと
- 日本の ODA 事業に関連した不正腐敗の恐れのある事案を発見した場合には、速やかにこのガイドに記載している相談窓口に通報すること

## 4. 不正腐敗に対して採られ得る外務省/JICA の措置及び行動

（日本の ODA 関連企業等に対して）

- 不正腐敗行為等に関与した者の ODA 事業での契約から排除（最大 36 か月）
- JICA が発注元となる技術協力事業及び調査業務について、当該事業に関連して外国公務員に対する賄賂が確認された際には、違約金として契約金額の 20%に相当する額を徴収  
（相手国政府・実施機関に対して）
- 不正腐敗行為等に関与した者の契約の ODA 資金の対象からの排除及び当該 ODA 事業に係る協力資金の返還の要請
- ODA 事業の中断
- 不正腐敗行為等の調査と違反者への厳格な処置の要請

### 不正腐敗情報相談窓口

（1）外務省 ODA 不正腐敗情報相談窓口

和文：[https://www.contact.mofa.go.jp/form/pub/mofaj-oda/fusei\\_jp](https://www.contact.mofa.go.jp/form/pub/mofaj-oda/fusei_jp)

英文：[https://www.contact.mofa.go.jp/form/pub/mofaj-oda/fusei\\_en](https://www.contact.mofa.go.jp/form/pub/mofaj-oda/fusei_en)

（2）在外公館相談窓口及び連絡先

和文：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f\\_boshi/taishikan.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/taishikan.html)

（3）JICA 不正腐敗情報相談窓口

和文：<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

英文：<https://www2.jica.go.jp/en/odainfo/index.php>

（4）JICA 在外事務所

和文：<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

英文：<https://www.jica.go.jp/english/about/organization/overseas/index.html>

所持者名 \_\_\_\_\_

2023 年 1 月